

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の
一部を改正する法律の施行に向けた対応について

1. 法改正について

- 令和元年5月22日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「健保法等改正法」という。）が公布された。
- 健保法等改正法の施行に伴い、以下の事項について対応が必要となる。

2. オンライン資格確認の導入に伴う対応

(1) 背景

- ・健保法等改正法において、保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者の資格情報の確認について、オンラインによる資格確認を導入することとされた（公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日施行）。
- ・オンライン資格確認の導入のため、世帯単位で定められている被保険者番号に2桁（枝番）を追加し、個人単位にすることとしている。これにより、保険者を異動しても資格情報の履歴管理が可能となる。

(2) 対応方針（案）

- ・被保険者番号の個人単位化等に伴い、レセプト様式についても所要の改正を行うこととする。

3. NDB、介護DB、DPCデータベースの連結解析等に伴う対応

(1) 背景

- ・健保法等改正法において、DPCデータベースについては、NDB及び介護DBの情報と連結して利用又は提供することができることとされた。（2022年4月施行）
- ・NDB及び介護DBの情報は、医療・介護のレセプトに記載されるカナ氏名、性別及び生年月日を基に、匿名のままで同一人の情報であることを確認できる共通IDを用いて連結することとしている。DPCデータの連結に当たっても同様の共通IDが必要となる。

(2) 対応方針（案）

- ・個々の医療機関において、特段新たな対応を求めるものではないが、令和2年4月1日からのデータにおいては、DPC調査事務局の配布するツール等によって、カナ氏名、生年月日及び性別の3情報から共通IDを生成することが必

要。

- ・なお、DPC データを提出する際には、カナ氏名、生年月日及び性別の3情報は削除される仕組みとする。